南部町規則第２２号

南部町乳児等通園支援事業実施規則をここに公布する。

令和８年１１月２日

南部町長　陶山　清孝

（公印省略）

南部町乳児等通園支援事業実施規則

（趣旨）

第１条 この規則は、本町が実施する乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第６条の３第２３項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）保育所 法第３９条第１項に規定する保育所をいう。

（２）認定こども園 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号）第２条第６項に規定する認定こども園をいう。

（３）地域型保育事業所 子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「支援法」という。）第７条第５項に規定する地域型保育事業を行う事業所をいう。

（４）企業主導型保育施設 支援法第５９条の２第１項に規定する仕事・子育て両立支援事業に取り組む施設をいう。

（対象児童）

第３条 事業を利用することができる者（以下「対象児童」という。）は、事業を利用する時点において、０歳６か月から満３歳未満の児童であって、次の各号のいずれにも該当するものを対象とする。

（１）保育所、認定こども園、地域型保育事業所又は企業主導型保育施設に在籍していないこと

（２）住民登録がある市区町村に申請し、乳児等通園支援事業の利用認定を受けていること

２　前項の規定にかかわらず、第９条から第１１条に掲げる事項については、南部町に住民登録がある児童を対象とする。

（利用時間）

第４条 事業を利用することができる時間（以下「利用時間」という。）は、１時間を単位とし、対象児童１人当たり月１０時間を上限とする。この場合において、１回当たりの利用時間は、１時間を下限とする。

（実施施設）

第５条 事業を実施する施設（以下「実施施設」という。）は、次のとおりとする。

名称	位置
南部町立すみれこども園	南部町法勝寺１００８番地

（実施方法）

第６条 実施方法については、南部町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和８年南部町条例第３号）第２１条第２項に定める一般型乳児等通園支援事業により実施するものとする。

（利用定員）

第７条 事業の利用定員は、１時間当たり３人とする。

（実施日時）

第８条 事業を実施する日は、南部町の休日を定める条例（平成１６年南部町条例第２号）第１条第１項に規定する本町の休日以外の日の午前９時から正午までとする。ただし、町長が実施施設の管理上特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

（利用の申請等）

第９条 事業を利用しようとする対象児童の保護者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ乳児等支援給付認定申請書（様式第１号）を町長に提出するものとする。

２ 町長は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、その内容を審査し、利用の認定（以下「利用認定」という。）をするときは、乳児等支援支給認定証（様式第２号）により申請者に通知するものとする。

（利用申請の変更等）

第１０条 利用認定を受けた対象児童の保護者（以下「利用者」という。）は、前条第１項の申請（以下「利用申請」という。）の内容に変更が生じたときは、乳児等支援給付認定変更届出書（様式第３号）を町長に提出するものとする。

２ 町長は、前項の規定による変更届出書の提出を受けたときは、その内容を審査し、利用認定の内容を変更するときは、乳児等支援支給認定証（様式第２号）により利用者に通知するものとする。

（利用申請の取下げ等）

第１１条 利用者は、利用申請を取り下げるときは、乳児等支援給付認定消滅届出書（様式第４号）を町長に提出するものとする。

２ 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用申請を取り消すものとする。

（１）利用者から前項の規定による消滅届出書の提出を受けたとき。

（２）利用申請に係る乳児又は幼児が第３条に規定する対象児童に該当しなくなったとき。
（３）利用者が虚偽の申請その他不正な手段により利用認定を受けたとき。
（４）その他町長が事業を利用させることが適切でないと認めるとき。

（事前面談）

第１２条　利用者は、初めて実施施設を利用しようとする場合、実施施設を利用開始しようとする日の１５日前までに事前面談の申込みをするものとする。

２　実施施設は、利用者から前項に規定する事前面談の申込みがあったときは、利用者と日程調整を行い、事前面談を行わなければならない。

（利用申込み）

第１３条　利用者は利用に際し、あらかじめ利用日と利用時間を実施施設に申込みをするものとする。

（利用の変更及びキャンセル）

第１４条 利用者は前条で申込みをした利用を変更したい場合や、誤って利用の申込みをしてしまった場合は、あらかじめ実施施設に利用のキャンセルをし、正しい内容で再度実施施設に利用申込みをしなければならない。

（利用者負担金）

第１５条 利用者は別表に定める利用者負担金を利用実績に応じて負担しなければならない。

（その他）

第１６条 この規則に定めるもののほか、事業の実施に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和８年度事業から適用する。

別表（第１５条関係）

利用世帯区分	利用者負担金 利用時間１時間当たり
生活保護世帯	０円
市町村民税所得割合算額が７７，１０１円未満の世帯	１５０円
その他の世帯	３００円

備考

１　この表において「生活保護世帯」とは、生活保護法（昭和２５年法律第１４４号）の規定による被保護者のある世帯をいう。

２　この表において「市町村民税所得割合算額が７７，１０１円未満の世帯」とは、保護者及び当該保護者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税所得割合算額の合計が７７，１０１円未満である世帯をいう。